

令和4年度課税標準額調査について

厚生労働省より「令和4年度における国民健康保険組合の被保険者に係る課税標準額の調査について」が令和4年6月13日付で発出されました。これに伴い、当組合も課税標準額調査を下記のとおり実施します。

なお、この調査は、国民健康保険組合の被保険者の所得水準に応じた国庫補助額を適切に算定するために極めて重要な調査です。これまでも定期的に把握してきましたが、平成26年に実施した前回から複数年が経過し、最新の状況を把握するため、今年度実施することとなりました。

また、今回の調査からはマイナンバーを利用した情報連携により所得情報を取得します。個人情報の取り扱いには十分留意してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 調査対象者

調査要領に基づき抽出された国保組合の組合員とその家族(当組合の被保険者に限る。)

2 調査方法

マイナンバーを利用した情報連携により、調査対象となる被保険者の課税標準額を取得する。

3 調査する事項

令和4年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額

[他の所得と区分して計算される所得の金額]

- ① 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- ② 地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額
- ③ 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額
- ④ 地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得の金額
- ⑤ 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額
- ⑥ 地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額